



「京都市はぐくみ推進審議会」 特別委員

(幼児教育・保育に関する施設職員又は保護者)
を募集します

京都市では、妊娠前から子ども・若者まで（0歳～30歳代）とその家族を対象とした「切れ目ない支援」の推進に当たって、検討すべき課題について横断的に議論するため、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者、市民公募委員等からなる「京都市はぐくみ推進審議会」を設置しています。

この度、市内の幼児教育・保育施設に勤務されている職員又は幼児教育・保育施設に通う未就学児の保護者の方から、同審議会の部会に御参画いただく特別委員を下記のとおり募集しますので、是非御応募ください。

記

1 募集人数

3名

2 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3 応募資格

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで継続して、次の(1)から(5)までの条件を全て満たす見込みのある方

- (1) 京都市内の幼児教育・保育施設（幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所）に勤務されている方、又は京都市内の幼児教育・保育施設に通う未就学児の保護者の方
- (2) 日本語での会話や読み書きができる方
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 平日（夜間を含む。）に開催される会議に出席できる方
- (5) 本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方

こちらからダウンロードできます



裏面に続きます。

4 会議の開催

- (1) 部会の主な審議内容
 - ア 幼児教育・保育に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する意見聴取
 - イ 京都市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見聴取
 - ウ 認定こども園及び保育園（所）の認可・認定及び施設ごとの利用定員に関する意見聴取
 - エ 小規模保育事業等の認可及び事業所ごとの利用定員に関する意見聴取
- (2) 特別委員の役割
 - 幼児教育・保育に関する施策について専門的な議論、検討を行う部会に御出席いただき、御意見等を述べていただきます。
- (3) 開催予定回数
 - 部会の開催回数は、年2回程度を予定しています。
- (4) 委員報酬
 - 会議への出席ごとに、本市が定める額をお支払いします。
- (5) その他
 - 会議中にお子さまの預かり等が必要な場合は、本市において対応します。

5 応募方法

- 次の書類を電子メール、持参又は郵送により提出してください。
なお、応募書類は返却しませんので、御了承ください。
- (1) 応募用紙に必要事項を記入したもの
 - (2) 小論文（「幼児教育・保育に関する施設における子育て支援について大切だと思うこと」について、自らの体験、考え方、御意見等を踏まえて800字程度で自由にお書きください。）
※ 応募用紙は、京都市情報館ホームページからもダウンロードできます。
トップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市民参加・市民協働 ⇒ 審議会等市民公募委員募集
https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_bosyu/hagukumi/0000349150.html

6 応募期間

令和8年2月2日（月）から同年2月24日（火）まで【必着】

7 選考

応募書類を基に選考し、選考結果は、応募者全員にお知らせします。

8 応募・問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北序舎5階
TEL 075-222-3922
電子メール：kosodatesien@city.kyoto.lg.jp



発行：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
令和8年2月発行 京都市印刷物 第071973号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！